

防府市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

昭和 56 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この事業は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用具の種目及び対象者)

第 2 条 給付等の対象となる用具は、別表 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

(申請)

第 3 条 用具の給付等を受けようとする者は(以下「申請者」という。)は防府市高齢者日常生活用具給付等申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、原則として、要援護高齢者若しくはひとり暮らし高齢者又はこの者の属する世帯の生計中心者とする。

(決定及び通知)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により申請書を受理したときは、速やかに実態を調査し、その必要性を検討したうえで給付等の可否を決定し、防府市高齢者日常生活用具給付等決定(却下)通知書(第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用者負担)

第 5 条 前条の規定により用具の給付等の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第 2 の基準により必要な用具の購入等に要する費用の一部又は全部を負担するものとし、利用者が直接事業者を支払うものとする。

2 利用者の費用負担については、給付等の種目の数に関係なく、前項に定める額を当該年度の負担限度額とする。

(費用の請求)

第 6 条 事業者が市長に請求できる額は、用具の給付等に必要用具の購入等に要する費用から第 5 条第 1 項に規定する利用者負担額を控除した額とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね 65 歳以上であつて、心身の機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であつて、高齢者が容易に使用し得るものであること。
	自動消火器	おおむね 65 歳以上の低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。

別表第2

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含。）	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	全 額

(第1号様式)

防府市日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 (対象者)	住所	防府市
	氏名	(署名)
	電話	

下記のとおり日常生活用具給付を申請します。
なお、申請に当たっては、家屋の所有者より設置についての同意を得ています。
また、本申請の決定にあたり防府市長が税務事務を所管する機関等に対し必要な事項を照会し、調査等依頼することに同意します。

記

対象者	氏名		性別	男・女	
	生年月日	M・T・S 年 月 日	年齢	歳	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ(申請者と異なる場合は記入してください) 防府市			
申請理由	おおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火が必要な一人暮らし高齢者またはそれに準ずる世帯のため				
世帯員の状況 (対象者を除く)	氏名	続柄	生年月日	年齢	身障手帳等の有無 (障害名、等級等)
			M・T・S 年 月 日		
			M・T・S 年 月 日		
申請用具	希望の用具及び台数	設置個所 (台所以外に設置する場合は場所及びその理由)			
	<input type="checkbox"/> 下方放出型自動消火器 (台)	()	()	()	
	<input type="checkbox"/> 簡易自動消火器 (台)	()	()	()	
	<input type="checkbox"/> 電磁調理器 (1 台)				

(市確認欄)

用具要否の 確認 及び備考	確認者所属	氏名
	備考	

(第2号様式)

第 年 月 日

様

防府市長

防府市高齢者日常生活用具給付等決定（却下）通知書

先に申請のあった日常生活用具の給付等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象者	住所			
	氏名		電話番号	
決定の区分				
決定（却下）理由				
日常生活用具の 名称等	名称	設置台数	単価	費用(税込)
		台	円	円
	給付に要する費用の合計			円
	自己負担			円
	公費負担			円
設置事業者	事業者名			
	所在地		電話番号	
備考				

防府市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱取扱要領

平成 11 年 4 月 1 日制定

防府市高齢者日常生活用具給付等事業の実施に関し、要綱に定めるもののほか事業実施に伴う詳細については、取扱要領によるものとする。

第 1 (給付用具数の制限について) 削除(改正 平成 14 年 4 月 1 日)

第 2 (対象者の自己負担金に係る生計中心者の範囲等について)

- (1) 要綱の生計中心者の範囲は、対象者の子ども及びその配偶者までとし、孫は除外する。
- (2) 対象者と生計中心者が住民票上は別世帯であっても、同居していれば、同居とみなす。
- (3) 同一敷地内の別居は別世帯とする。

第 3 (その他)

- (1) 事業の実施にあたっては、原則、老人福祉法、厚生省告示、及び厚生省局長通知に沿い実施するものとする。

附 則

この要領は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。